

「信託から、所有について考える」

京都大学 横山 美夏

1 はじめに

信託法 2 条 3 項は、信託財産を、受託者に属すると規定する。信託財産の主体は受託者である。そこで、受託者は信託財産の所有者であると表現されることもある。

民法は、物を有体物に限定しているので、所有権の対象は有体物に限られる。これに対して、受託者が信託財産の所有者であるといわれるときには、有体物のみならず、権利などの無体物も含めた所有が観念されている。そして、かねてから、信託は、しばしば、民法の所有権あるいは所有の原則と緊張関係にあるといわれてきた。しかし、そもそも、民法における所有の原則について、これまで十分に議論されていたとは必ずしもいえない。その意味で、信託の特殊性について考えることは、財産の所有をめぐる民法の原則について検討するための有用な素材でもある。

2 信託財産の性質-フランス法を素材として-

(1) 所有の意義

(a) 財産に対する主権 (souveraineté)

伝統的通説は、所有者の絶対的権能を、有体物をモデルに、物に対する直接的・物質的支配と解してきた。しかし、現在では、絶対的権能を、財産に対する主権 (souveraineté) あるいは自由と捉えることにより、所有権は、無体物にも適用可能とする見解が有力になっている。

(b) 主体への帰属

(i) オブリ＝ローの資産 (patrimoine) 理論：伝統的通説

法人格の経済的投影としての財産の総体を抽象的に観念する。

(ii) 複数の責任財産承認へ

フランスの立法は、最近まで、伝統的通説に従い、1つの法人格の内部に2つの責任財産を創設することを回避してきた。そこで、独立の責任財産を構成する必要があるときには、法人の設立を容易にする方向で対応してきた。これに対し、2007年の法律による信託導入は、立法の転換点となった。そして、1つの法人格が2つの財産の総体もちうることを正面から認めたのが、2010年の法律である。

本法は、自然人である個人企業家が、法人を設立することなく、個人財産から隔離した事業財産を創設し、事業に関する債権の責任財産をこの事業財産に限定すること

を認めた。すなわち、同法は、事業財産に組み込むべき財産を法律で定め、事業財産の内容および価額を示した届出をして公示させる。届出後に発生した事業債権については、事業財産のみが引き当てとなる。

<参照法令など>

- ・ 1985年7月11日の法律697号

有限責任一人企業 (l'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée : EURL)

- ・ 2007年2月19日の法律211号

フランス民法典 (以下、「民法典」という。) における信託の創設

民法典2011条「信託とは、1人または複数の設定者が、現在または将来の、財産、権利または担保、もしくは財産、権利または担保の集合体を1人または複数の受託者に移転し、受託者は、自己の固有資産(*patrimoine propre*)から分けて保持し、1人または複数の受益者のために特定された目的のために行為する取引である。」

同2013条「信託契約は、受益者のための恵与の意図による場合には、無効である。この無効は公序に属する。」

同2024条「受託者のための更生、再生または清算手続の開始は、信託資産 (*le patrimoine fiduciaire*) に影響を与えない。」

- ・ アンリ・カピタン協会による、財産の法に関する民法典改正準備草案 (2008年11月)

準備草案519条2項

「すべての自然人または法人は1つの資産の名義人であり、かつ、法律が別段の定めをしない限り、1つのみの (*un seul*) 資産の名義人である。」

- ・ 2010年6月15日の法律658号

有限財産個人企業 (l'entreprise individuelle à responsabilité limitée : EIRL)

: 個人企業家が、法人を設立することなく事業財産の独立性を得ることを可能にする法制度を創設

フランス商法典L526-6条

「①すべての個人企業家は、法人を創設することなく、自己の私的資産から分けられた資産を自己の事業活動に充てることができる。」

②この資産は、事業活動の実施に必要な、個人企業家が名義人である財産、債務および担保すべてによって構成される。同様に、この資産は、個人企業家が名

義人である、事業活動の実施に用いられかつ当該企業家はその資産に充てると決める財産、債務および担保を含むことができる。同一の財産、債務および担保は、1つの目的資産（patrimoine affecté）の構成要素にしかない。

③資産が割り当てられた（affecté）事業活動を行う際には、個人企業家は自己の名の直前または直後に「限定責任個人企業家」または「EIRL」という語を結合させた名称を使用する。」

(2) 信託と所有

(a) 信託と所有権の絶対性

所有権の絶対性をその潜在的包括性に求める考え方によっても、受託者またはその相続人が信託財産の完全な所有権を得ることはなく、むしろ信託財産の所有自体が永久ではあり得ない点で特別である。

cf. 民法典 578 条「用益権は他人が所有権を有する物を、自ら所有者と同様に享受し、しかし物の実質（substance）を維持する負担を負う権利である。」

(b) 信託財産とその帰属主体

(i) 信託財産が責任を負う債務の限定

わが国の信託法についても、フランスの 2010 年法について指摘されているのと同様の問題があてはまる。

(ii) 信託財産が相続財産を構成しないこと

自然人のすべての財産が相続財産を構成することは、相続法の根幹をなす。信託財産の独立性を正当化する事由は何か。

* 信託財産の名義と実質的利益

信託財産の名義は受託者にあるが、その実質的利益は受益者に帰属するといわれることがあるが、実質的利益は受益者に帰属するのか。

3 信託による財産承継——遺留分減殺請求と信託——

(1) 委託者の財産との関係：信託財産が被相続人の財産から離脱するのはいつか

・自己信託の場合

・いわゆる遺言代用信託の場合

委託者死亡時に受益者となるべき者は、委託者の生存中は受益者としての権利を

有しないのを原則とする（信託法 90 条 2 項）。

(2) 受益者との関係：遺留分減殺請求の相手方は誰か

遺留分減殺制度は、被相続人が、自由に処分できる限度を超えて相続財産を減少させた場合に、被相続人によって処分された財産を取り戻すことを目的とする。遺留分を侵害したのは、精確に言えば被相続人である。遺留分減殺請求の相手方は、被相続人の処分によって被相続人の財産が帰属した者である。

- ① 受託者説
- ② 受託者・受益者説
- ③ 受益者説

4 おわりに